２０１６年2月５日

各　　位

会 社 名　　セントラル硝子株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　皿澤　修一
（コード番号 4044 東証 第１部）
問合せ先　　経営管理室長　河部　守弘
（TEL. 03-3259-7062）

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、２０１４年４月９日に、ポリ塩化アルミニウムまたは硫酸アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配、ご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の徹底に取り組んでまいります。

記

１．排除措置命令の概要

ポリ塩化アルミニウムの取引に関し、独占禁止法第３条に違反する行為があったとして、当社は、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法遵守についての行動指針の周知徹底を図ること、定期的な研修・監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

２．課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額　：１４８万円

３．業績への影響

本件による業績に与える影響は軽微であります。

以　上